

那覇軍港は、1974年の日米安全保障協議委員会で返還が移設条件付きで合意されてから46年も経過しています。この46年間で国内外の状況も、軍事戦略、戦術も大きく変化しています。そのために、軍港とセットの米軍牧港補給基地の役割が終えたとして返還作業が現実に進んでいます。多くの有識者からも、浦添軍港建設は不要との異論がでています。

浦添軍港建設には、辺野古新基地と同様、私たち国民の莫大な税金が投入されます。新基地建設を、基地利権のために固執しているのであれば本当に許せるものではありません。

アベノマスクなど、政府の新型コロナ対策でさえも、癒着や利権あさりの疑惑が噴出するなど、国政の私物化、腐敗が厳しく指弾されています。

米軍の浦添軍港・辺野古新基地建設の莫大な予算・国民の税金は、県民のコロナ対策、沖縄経済の回復にまわすべきです。国民の税金の最大の無駄使いとなる、不要な移設を推進する意見書案には断固反対するものです。

米軍基地は、沖縄発展の最大の障害要因です。現在、第6次の沖縄振興計画策定に向けて作業が進んでいます。沖縄発展への最大の振興策は、沖縄の素晴らしい自然をも破壊する米軍基地の県内移設・タライ回しではなく、米軍基地の返還を積極的に推進することです。米軍基地返還跡地の那覇新都心、北谷美浜、北中城ライカムでのまちづくり、著しい経済の発展と雇用の拡大をみても明らかです。

第6次の沖縄振興計画では、那覇空港や那覇港湾を活用して、アジアの巨大なマーケットの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、アジア経済と連動することで、アジアの活力を取り込み、沖縄県の自立型経済を発展させるための施策の展開が求められています。

那覇軍港の返還は、県内移設・代替基地建設の条件付きでは、返還まであと15年、20年以上もかかります。無条件返還こそ、那覇軍港の早期返還を実現する確かな近道です。

那覇軍港は、県内の経済界なども求めているように、移設問題と切り離して、一日も早い返還を実現すべきです。

アジアに向けた物流拠点づくりのためにも、沖縄の振興発展を願う経済・産業団体をはじめ、超党派で各界が幅広く力をあわせていくことが求められています。振興策と基地をリンクさせることは断じて許されません。

アジア・世界の情勢も激動しています。日本共産党は、日米安保条約をなくし、憲法9条をいかし、対等・平等の立場にたって、日米友好条約を結ぶことをめざしています。そうしてこそ、日本はアメリカの引き起こす戦争の根拠地から抜け出すことができ、米軍基地の重圧から解放され、本当の独立国といえる国になることができます。これこそ、真の愛国者、真の沖縄の振興発展を願う立場ではないでしょうか。

日本共産党は、自らのこの主張をオール沖縄に押しつけることは致しません。違いを脇に置き、腹6分、腹8分で柔軟に対応し、保革を超えたオール沖縄の大同団結を腫のように大切にしていきたいと思います。

玉城県政、城間市政をしっかりと支え、基地あるが故の県民の犠牲と苦難、過重負担を解決するためにも、県民の命と安全、くらしを守り、平和で誇りある豊かな沖縄を築くためにも、県内移設・タライ回しを容認する本意見書案には断固反対するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。 以上

自民党・公明党など20名の野党議員が提出し可決された

「那覇軍港(那覇港湾施設)の早期移設返還を求める意見書」

琉球王朝時代から東アジアとの貿易港として栄えた那覇港は、明治・大正時代に港湾整備と海上運送の近代化が進められたが、先の大戦において壊滅的な打撃を受け、その南岸地域が接収され那覇軍港として米軍の管理下に置かれた。

那覇軍港は、沖縄県祖国復帰後の昭和49年「第15回日米安全保障協議委員会」で移設条件付き返還が合意されたが、未だ実現していない。

本年8月18日、玉城デニー沖縄県知事と松本哲治浦添市長、城間幹子那覇市長の三者が会談し、浦添市長から「北側案」を受け入れ、那覇軍港を浦添埠頭地内の北側に配置する案で、事実上三者が合意に至った。

このことは、46年の時を経て那覇軍港の移設返還計画がさらに前進し、国と沖縄県、浦添市、那覇市が「北側案」を前提に、那覇港管理組合も含めて港湾計画改定に向けての作業が、速やかに進んでいくことが期待されている。

那覇軍港の跡地利用と那覇港の開港は、沖縄県全体の発展と、国際物流拠点及び国際観光都市としての那覇市、浦添市圏域の振興に大きく寄与することから、一日も早い移設返還が求められている。

今後も、浦添市の判断を尊重しつつ、また跡地利用等についても地権者の要望に応えながら、那覇港湾施設移設に関する協議会等の各種会議をより積極的かつ早期に開催し、移設返還及び港湾計画改定に関する取り組みをさらに加速させるべきである。

よって本市議会は、那覇軍港の早期移設返還を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年(2020年)9月28日 那覇市議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、那覇港管理組合管理者